

## ◆ビジネス総合共済 新型コロナウイルスに伴う商品改定内容について

引受損害保険会社	損害保険ジャパン	三井住友海上火災保険・あいおいニッセイ同和損害保険	東京海上日動火災保険
対象特約等	①休業ユニット付帯契約のうちワイドプラン ②食中毒・感染症利益補償特約が付帯された契約 ※物流業務のために記名被保険者が所有使用または管理する施設は除く	食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された契約	「賠償責任に関する補償」において「施設・事業活動遂行事故の補償」をセットしている契約
補償概要	<p>保険対象の施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された、または汚染された疑いがある場合に、保健所等の指示により施設の消毒等の措置が行われた際、これに伴う休業や費用負担による損失等に対して、緊急対応費用保険金として <b>20万円</b>を支払います。</p> <p>※事故発生回数に関わらず、保険年度ごとに1回のお支払いが限度です。 ※政府・自治体等からの要請・指示に基づく営業自粛、および保健所などの指示によらない自主休業は対象外です。</p>		<p><b>介護サービス利用者</b>が施設において特定の感染症が発症した場合に、記名被保険者が負担する消毒費用等を補償対象としている追加特約（賠償用）について、「新型コロナウイルス」も補償対象となります。</p> <p>※保険期間中に、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限りです。</p>
待期間	新規契約の始期日、または中途更改により特約追加した始期日の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損害（損失）は補償対象外です。	新規契約の始期日、または特約中途セット日の翌日から起算して14日以内に発生した事故による損害（損失）は補償対象外です。	
対象契約期間	2020年2月1日時点の有効契約、または2020年2月1日以降に保険期間が開始する契約		
対象事故期間	2020年2月1日以降の事故が対象		
保険料	本改定に伴う保険料の変更(追加)なし		

※引受保険会社より補償内容（対象業種、支払条件、保険金など）が異なりますので、詳細は担当保険会社、保険代理店までご連絡ください。